

ご存知ですか? こんな制度

◆生活福祉資金が大きく改定・改善されました

(2009年10月実施)

②<福祉資金>の福祉費

①見直し後の生活福祉資金貸付制度

資金種類	限度額
1 総合支援資金 (継続的な支援必須)	
生活支援費	(複数)月20万円以内
(※最長1年間の生活費)	(単身)月15万円以内
住宅入居費(※敷金・礼金等)	40万円以内
一時生活再建費	
(※一時的な需要に対応)	60万円以内
2 福祉資金	
福祉費(※詳細は②参照)	580万円以内
緊急小口資金	(用途に応じて標準額設定) 10万円以内 (保証人不要)
3 教育支援資金	
教育支援費	月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金	
(一般世帯向け)	月30万円以内
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍

生活福祉資金は、低所得者・障害者・高齢者に対する「独立自活」の貸付金です。

<所得制限> 生活保護基準の1.5~2倍までの収入。障害者は所得制限なし。

—— (申込みは、市・社会福祉協議会) ——

※「総合支援資金」と「福祉資金・福祉費」は、連帯保証人がいなければ無利子。いない場合は1.5%の利子。

※「緊急小口資金」と「教育支援資金」は、連帯保証人は不要で無利子です。ただし、「教育支援資金」は世帯内で連帯借受人が必要です。

資金の目的	貸付上限額の目安	措置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	4,600,000円	6ヶ月	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間 6ヶ月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	6ヶ月	8年
住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲受けに必要な経費	2,500,000円	6ヶ月	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	6ヶ月	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円	6ヶ月	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	6ヶ月	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年以内1,700,000円。1年を超えて1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円	6ヶ月	5年
介護サービス、障害者サービスを受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは1,700,000円。1年を超え1年6ヶ月以内であって世帯の自立に必要なとき 2,300,000円	6ヶ月	5年
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円	6ヶ月	7年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円	6ヶ月	3年
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円	6ヶ月	3年
就職、技能習得等の支援に必要な経費	500,000円	6ヶ月	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円	6ヶ月	3年

くらしが
大変なとき

積極的に活用しましょう

◆県営・市営住宅家賃減免

収入の少ない人は家賃が安くなります。
※減免例…年金者の場合(単身者)

年齢	年金収入額	減免率
65歳以上	150万円以下	1/2
	180万円以下	1/4
65歳未満	100万円以下	1/2
	130万円以下	1/4

☆次に該当する方は計算方法が違ってきます。

- 障害者・配偶者死別の寡婦(夫)
(離婚によるものは該当しません)
- 配偶者・同居家族のある方
- 給与所得のある方
- 医療費のかかっている方
- 収入から除外する手当のある方

☆障害年金・遺族年金は公的年金と同じ扱いです。

※国保税の減免

—今年の収入が前年より激減したとき—

当年中の合計所得金額等の見積額 前年中の合計所得金額	軽減又は控除の割合	
	10分の3を超え10分の5以下の場合	10分の3以下の場合
200万円以下	2分の1	全額
200万~300万円以下	4分の1	2分の1
300万~400万円以下	8分の1	4分の1

※徴収猶予もできます。

※医療費の減免

生活保護基準に対する所得の割合	国保世帯減免の割合
105%未満	全額免除
105%以上~115%未満	7割軽減
115%以上~125%未満	4割軽減

〈減免期間：1年につき3ヶ月以内・6ヶ月まで可〉

H24年度からPTA会費・生徒会費・クラブ活動費も対象項目に加えられました。(県内初)

◆国保税

国保税・国保世帯の医療費の窓口負担は、火災・風水害・その他これに類する災害時のみでなく、農作物の不作・不漁・事業の転廃業・失業・病氣・負傷等で収入減になったときにも減免されます。日本共産党議員団の粘り強いと

りくみで実現したのですが、①収入の激減②試算調査③税金完納等が高いハードルになって十分機能していません。国保世帯に多い恒常的な低所得者を減免対象に加える等、引き続き制度改善に力を尽くします。

◆生活保護は

困ったとき誰でも申請できます

※生活保護は憲法第25条をくらしの中で実際に活用できる制度として具体化したものです。生活に困っている人はだれでも申請でき、条件に合っていれば平等に受けることができます。※働いている方、車のある方、財産・預貯金・生命保険・不動産のある方、ご相談ください。

◆就学援助

「義務教育は無償」とする憲法26条など関係法に基づいて、小・中学生のいる家庭に、学用品・入学準備金・給食費・修学旅行費・学校保健法に定められた疾病の医療費等も援助されます。(生活保護基準の1.2倍の収入世帯が対象)

援助される対象項目(年額)

	小学校	中学校
学用品費	11,000円	21,700円
入学資金	(小)19,900円	(中)22,900円
通学用品費	2,170円	2,170円
校外活動費(宿泊なし)	1,510円	2,180円
学校給食費・修学旅行費	実費の9割	実費の9割

◆保育料減免制度もあります

〈控除額〉	
障害者	特別障害者
所得税 26万円	40万円
住民税 27万円	30万円

当する人は、ぜひ申請しましょう。

◆介護保険
☆介護保険料の減免制度があります。
☆障害者認定を受ければ税金が安くなります。
介護保険で要介護・介護支援の認定者が障害の程度に応じて障害者認定を受けると、障害者手帳がなくても税金控除が受けられます。介護保険料・国保税等も安くなります。該当する人は、ぜひ申請しましょう。

県営・市営住宅に入居者のみなさん

住宅家賃が安くなる制度をご存知ですか？

収入の少ない方・年金ぐらしの方、遠慮なく申請しましょう

- ◆夫がリストラされ家賃が負担!
- ◆わずかな年金で生活が苦しい!
- ◆共働きだが子供の教育費が大変!
- ◆制度を教えてください!
- ◆申請の方法がわからない?!



住宅家賃の減免

※70才:年金150万円の単身者
2分の1減免

※63才:年金157万円(寡婦・夫)
4分の1減免

※夫70才:年金150万円
妻67才:年金60万円
2分の1減免

※夫40才:収入200万円
妻35才:収入100万円
子供2人
4分の1減免

くらしに役立つこんな制度があります

◇介護保険と高齢者

介護認定申請・利用料の減免や貸付保険料の減免・介護サービス
宅配給食・独居老人訪問
訪問理美容など在宅生活支援事業

◇各種の減免制度

医療費・住民税や国保税
国民年金保険料
後期高齢者医療保険

◇生活に困ったとき

生活保護・生活福祉資金など貸付

◇教育費を軽くするために

小・中学校の就学援助制度